



## はじめに



近年、障がい者の制度改革が進む中、障害者自立支援法の改正、障害者総合支援法の施行、国連の障害者権利条約の批准、障害者虐待防止法に次いで障害者差別解消法の制定、障害者雇用促進法の差別禁止と合理的配慮義務など権利擁護も法整備がされてきましたが、障がい者を取り巻く環境は決して良い状況とは言えません。発達障害者支援法が制定以後も発達障がい者に対する理解や対応も全国的に遅れています。

習志野市は発達支援施策として早期発見、早期対応にいち早く取り組んできており、平成21年1月に発足した「習志野市発達支援システム等検討協議会」が3年間13回に亘る会議を経て、平成24年3月に“発達支援における相談支援・指導体制の充実、強化に関する最終報告書”が提出されました。その後、平成24年5月に設置された「習志野市発達支援システム運用協議会」による“ひまわり発達相談センターの運営のあり方とその評価について”の意見を反映しながら推進されてきました。

平成25年6月に設置された「習志野市市民協働こども発達支援推進協議会」（以下「協議会」という。）は、習志野市が掲げるソーシャルインクルージョン（社会的に弱い立場にある者の意思と権利を尊重し、社会の構成員として互いに支え合うという考え方：社会的包摂または社会的包容）の理念に基づく発達支援施策を総合的に推進するための組織です。市長より委嘱または任命された市民代表、関係者、市関係部局課長等、幅広い層の委員で構成され、市民協働の観点から、発達支援施策の総合的な推進と実行並びに「ひまわり発達相談センター」（以下「発達相談センター」という。）の運営とその評価に関する協議を行ってきました。これと併行して、「発達支援サポートネットワーク会議」（以下「ネットワーク会議」という。）を置いており、市内の発達に問題を抱える子どもを支援する事業の推進や支援システムの運用のために大きな力を発揮しましたし、習志野市発達支援施策庁内連絡会は、庁内の意見調整に重要な役割を果たしてきました。このように、発達支援施策の立案体制が協議会事務局を中心にしっかりした体制のもとで協議が積み重ねられて内容が熟成されていきました。

「協議会」の目的は“障がいの有無にかかわらず、地域の中で子どもが安心して成長できる環境をつくる”であり、それを実現するために、発達支援施策における効果や実効性を明確にして、政策の質を評価していくことが基本です。今回、明治大学公共政策大学院 北大路信郷教授並びに源由理子教授の御指導の下、“発達支援施策に関するロジック・モデル（政策体系）の策定とその運用”をテーマに進められました。

ネットワーク会議を構成する各部署の政策目的が殆ど共通しており、発達支援施策を推進するための手法として、プログラム評価PDCA（P：計画→D：実行→C：評価→A：



## 習志野市こども発達支援施策ロジック・モデルの活用について提言書（平成26年12月）

改善改革）サイクルを回すことが適しています。下部組織としてネットワーク会議がワーキンググループとなって“ロジック・モデルの必要性和活用法”についての講義により共通理解をした上で、ワークショップ（現状の把握と政策評価、問題の分析、解決手段等々）を数回実施して、ロジック・モデルの構築に当たりました。協議会のメンバーも積極的に参加しましたので幅広く多様な意見が出されて、協議が一段と深まり充実した内容になったと思います。

その結果、最終アウトカム（最終目的）“障がいの有無に関わらず、自分らしく生きられる”となりました。それを受けて更に具体的にしたものが中間アウトカムで、会議では沢山の意見が白熱する中で“成長・発達に対する課題又は障がいのある子どもが、差別・偏見・誤解等により排除されることなく、人として尊重され、社会参加できる”と決定し、実現すべき3つの直接目的とそれぞれの具体的手段を検討しております。

「アウトカム」といった使い慣れない語句もありますが、内容は大変分かりやすく誰もが理解できるように表現されており、施策は3～5年をかけて実現を目指して推進していきます。また、発達相談センターの取り組みは、文部科学省の発達障害者等支援都市システム事業として“絆とやさしさでつながる発達支援「習志野方式」マニュアル”を完成させて、平成26年3月に習志野市から全国に発信しています。

現在、習志野市は、習志野市障がい者基本計画並びに福祉計画を策定しておりますが、この協議会で完成させた「発達支援施策ロジック・モデル」の内容を、習志野市の発達支援施策として是非とも反映して頂きたい、ここに提言いたします。

平成26年12月

習志野市市民協働こども発達支援推進協議会  
会 長 大 塩 幸 雄





## 第 1 章 習志野市における発達障がい者支援

### 1. 絆とやさしさでつながる発達支援「習志野方式」マニュアル

障がい者における制度については、平成 17 年「発達障害者支援法」の施行、平成 18 年「障害者自立支援法」の施行、平成 19 年「特別支援教育を推進するための学校教育法等の一部を改正する法律」の施行、また、国連の障害者権利条約の批准に向けて、平成 25 年「障害者総合支援法」、「障害者差別解消法」の施行と整備がされてきた。

国のこのような障がい者施策の見直しを受け、各地方自治体には、発達支援に関する整備が求められて来た。

習志野市は、昭和 45（1970）年「習志野市文教住宅都市憲章」を制定以来、憲章の精神に基づいたまちづくりに取り組んでいる。さらに、目指す姿を「未来のために～みんながやさしさでつながるまち～習志野」とした、平成 26 年度から平成 37 年度までの習志野市長期計画を策定した。

この、文教住宅都市としての精神と新たな長期計画の考えに基づき、習志野市では、社会の不安を減らし、安心安全で快適な生活を続けるため、地域福祉の視点から、平成 26 年度から平成 31 年度までの習志野市地域福祉計画を策定した。

地域福祉計画は、基本理念を「すべての市民が、地域の一員として互いに支え合う、包容力とやさしさのあるまち」と定め、社会的に弱い立場にある人の人権を守り、地域の一員として包み、支え合い、あらゆる人の存在価値を認める「ソーシャルインクルージョン（社会的包摂または社会的包容）」の実現に向けた取り組みを根幹に据えている。

ひまわり発達相談センターでは、「絆とやさしさでつながる発達支援『習志野方式』マニュアル」を作成し、これに基づき発達支援施策を推進している。

これは、国が、発達障がい者等施策を複合的かつ総合的に実施している先駆的な市町村の取り組みを「推奨モデル都市」として指定し、その取り組みを、全国に普及することを目的に「発達障害者支援開発事業（発達障害者等支援都市システム事業）」を実施しており、平成 25 年度、習志野市は、この国庫補助事業の「推奨モデル都市」に指定され、本市の発達支援の取り組みを「絆とやさしさでつながる発達支援『習志野方式』」マニュアルとしてまとめ国に提出したものである。

この「マニュアル」には、(1) ソーシャルインクルージョンの推進、(2) 早期からの発達支援と、組織横断的・継続的な支援体制、(3) 協働とパートナーシップによる施策の推進という 3 つの特徴を有している。



## 2. ソーシャルインクルージョン（社会的包摂または社会的包容）の推進

ソーシャルインクルージョンとは、全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み、支え合うという理念である。

社会的に弱い立場に置かれ、基本的な生活基盤の維持が難しい人は、時と場所、場合に依って態度や服装等を使い分け、活動の場へ移動して、人と交流することに支障をきたす場合がある。徐々に人とのつながりが希薄になって、社会参加の機会も失われがちになる。

また、精神的なゆとりを維持することが難しくなり、次第に意欲や自尊心も失われ、社会から孤立していくと言われる。この現象を「社会的排除」と言う。

社会的排除は、金銭面や物的な不足または障がい等があるために、「自然の成り行き」で人とのつながりも薄くなっていくと考えられがちだが、社会的に孤立してしまった人や、支援が受けられない人の「個人的な問題」に帰結されることが多い。

社会的排除が起きる背景は、むしろ社会の側が作りだしていると言われている。社会の仕組みや制度そのものが、意図しない状況の中で人々を排除の方向に向かわせている様々な現象に気付くことが重要であり、これらの事実関係をていねいに検証し、改善を図る取り組みが求められる。

習志野市では、平成24年度に設置されたひまわり発達相談センターを中心に、乳幼児からのソーシャルインクルージョン、すなわち社会的に弱い立場にある人々の人権を守り、地域の一員として包み支え合う理念を推進している。

ソーシャルインクルージョンを主眼とする発達支援施策を推進するため、ひまわり発達相談センターでは、関係機関と密に連携しながら、あらゆる子どもが大切に育まれる保育、教育環境の支援を行い、幼少期からの生活環境の充実を図っている。

## 3. 早期からの発達支援と、組織横断的・継続的な支援体制

習志野市では、乳幼児期から学校卒業後までのライフサイクルに応じた支援を行うため、子どもにかかわる関係者が共通した考えと目線で、継続的な支援を実施できるよう、関係機関と緊密な連携を図っている。

特に早期からの発達支援として、子どもの養育にかかわる保護者への支援や、専門性に依拠する指導・訓練の充実並びに保育所や幼稚園との協同による乳幼児期の個別支援計画の作成、さらに就園、就学等で環境が変わっても、子どもの支援方針を継続することができる引継ぎを重視している。

また、ひまわり発達相談センターの開設に伴い、18歳未満までの子どもの相談支援の体





## 習志野市こども発達支援施策ロジック・モデルの活用について提言書（平成26年12月）

制を整備して、就学期の子どもに対する相談の受け皿を広げた。これによって、学校だけに限らず、多様な専門性に基づく相談、助言が受けられるようになった他、学校等との連携による支援を行って保護者の安心を高めることにつながった。

このように習志野市では、保健、福祉、教育に携わる各関係部署が連携して、子どもの継続的な支援にあたることができるように、組織横断的な連携、協力体制をつくっている。

### 4. 協働とパートナーシップによる施策の推進

習志野市では、庁内の関係部署（保健福祉部、こども部、学校教育部、生涯学習部）だけではなく、市民、関係者、当事者（又はその保護者）の視点を反映しながら、発達支援施策を推進する必要があると考えている。

そこで、平成25年6月には、ソーシャルインクルージョンを旗印に掲げ、市民、関係者、市関係部署の課長で構成する、市長の私的諮問機関である「習志野市市民協働こども発達支援推進協議会（以下「市民協働こども発達支援推進協議会」という。）」を設置した。これは市民と協働で、発達支援施策を総合的に推進、実行するとともに、ひまわり発達相談センターの運営と評価を行う、最上位の会議として位置づけられた。

障がいのある子どもの保護者、障がい団体の関係者、町会、まちづくり会議で活動している市民、協働によるまちづくりに向けて取り組んでいる市民、民間の障がい福祉サービスと市の発達支援施策にかかわる関係部署並びに政策評価や市民協働に携わる市の職員が、発達支援施策の質的向上を図る協議を進めている。

また、庁内関係部署の各部次長、課長で構成される「習志野市発達支援施策庁内連絡会」や、庁内関係部署の主査級職員による「習志野市発達支援サポートネットワーク会議（以下「発達支援サポートネットワーク会議」という。）」も併せて実施し、様々な意見を反映しながら協働とパートナーシップによる発達支援施策を進めている。

ひまわり発達相談センターは、市民に対する直接的なサービスの送り手として、子どもとその生活実態をよく把握している強みを活かしながら、子どもの発達支援施策立案とその推進を担い、それらの会議の運営を通じて、市民、関係者との協働を推進している。



## 第2章 発達支援施策に関するロジック・モデル

### 1. ロジック・モデルの必要性

#### (1) プログラム評価とロジック・モデル

習志野市では、施策の効果や実効性を明確にし、施策の質を評価する観点から、政策評価としてプログラム評価を取り入れた。プログラム評価とは、最終アウトカムの実現をめざすための施策群を「手段一目的」の関係性で常に見直し、施策の質の向上をめざすものであり、セットしたプログラム（施策群）について定期的、又は随時、その評価を測定するものである。そして、このプログラム評価に基づく政策体系図が、ロジック・モデルである。

ロジック・モデルとは、「どのような作戦で、何を実現しようとしているのか」を示す目的と手段の体系を示したものである。ロジック・モデルは、「政策によってめざす成果（アウトカム）」の設定と、それを達成するための手段に関する「目的・手段関係の整合性、合理性」が重要となる。ソーシャルインクルージョン（社会的包摂または社会的包容）を推進するため、市民や関係者とともに協働で施策を推進するが、ロジック・モデルは、事業を進めながら新たな取組み方法を検討したり、たえず評価、見直し、改善を行うことでよりよいプログラムを考え、政策目的（アウトカム）の達成度を戦略的に推進することができる。

このように、地域社会の能力を引き出し、その発言を重視して、政策の目的に即した発達支援施策を協働で進めるには、ロジック・モデルを使用する意義があると考えられる。

#### (2) 協働型政策評価とロジック・モデル

ロジック・モデルは、現場の自立性、創発性を助け、実現したい状態を共有するために活用でき、自由な発想による市民との話し合いにより、政策目的（アウトカム）と手段を体系化しながら策定する。それを実践する段階に入ると、ロジック・モデルと現状の整合性を確認しながら、適宜、修正変更して取り組むことになる。

つまりロジック・モデルは手段の選択性に富み、創意工夫による修正を当然とする作戦ツールのため、直接、サービスを提供する現場で使いやすいと言える。現場への委任を前提とする分権型の戦略計画として、現場における改善改革の効果が高いのである。ロジック・モデルは環境変化を先取りしながら、新たな発想で事業を進めることができるのである。

そして、ロジック・モデルは、市民や関係者が話し合いを通して、相互の理解と協力関係をつくり、政策や施策の方向性を検討する協働型の政策評価の手法となる。

## 2. ロジック・モデルの策定

発達支援施策の立案にあたっては、全面的に明治大学公共政策大学院ガバナンス研究科 北大路信郷教授と源由理子教授の御指導を受け進めている。

習志野市では発達支援に携わる類似する政策目的（アウトカム）を追求している施策群（障がい福祉、特別支援教育、障がい児保育、母子保健、療育などの事業）をセット（発達支援におけるプログラム）として、「政策の目的一手段」の関係性を説明し、PDCAサイクルのすべての過程で常に評価を行うプログラム評価を推進している。

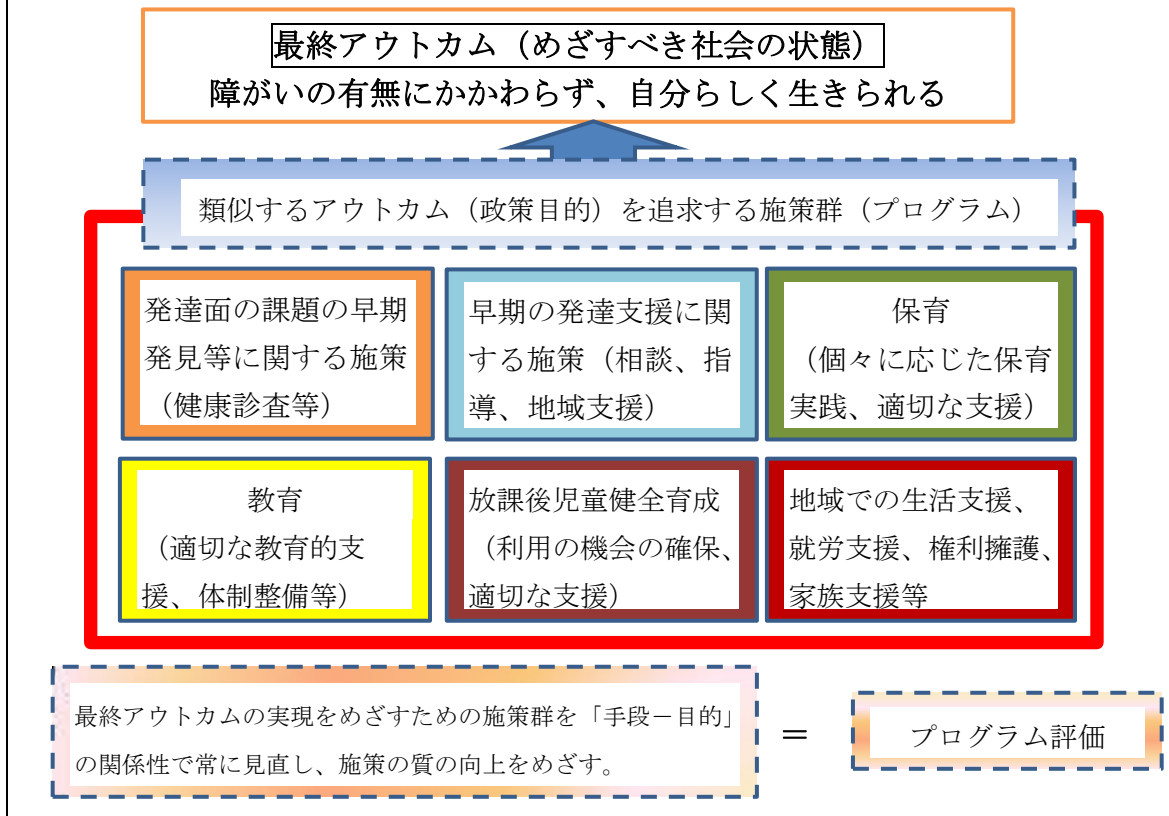
また、発達支援サポートネットワーク会議を構成する各部署の施策（障がい福祉、特別支援教育、障がい児保育、母子保健、療育などの事業）の政策目的（アウトカム）はほぼ共通している。

そこで市民協働こども発達支援推進協議会が主体となり、その下で動く発達支援サポートネットワーク会議がワーキンググループとなって、目的と手段の論理的関係からなる政策体系、すなわち「ロジック・モデル」を策定した。

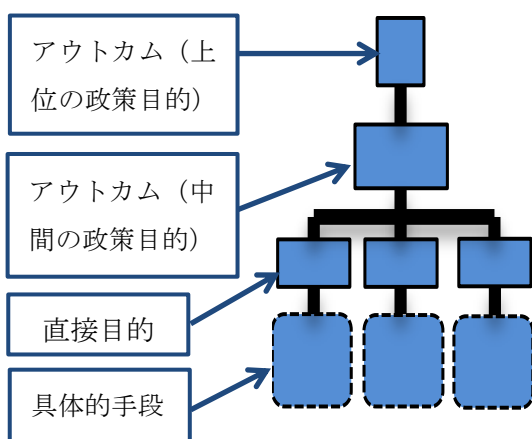


市民や関係者と協働によるロジック・モデル（政策体系）の策定並びにその運用にあたり、明治大学公共政策大学院 北大路信郷教授及び源由理子教授に御指導いただいた。

### ●プログラム評価（発達支援施策）と対象とする施策群



### ●「ロジック・モデル」の構造



- (1) 上位目的の明示  
= 作戦の最終的な目的がわかる
- (2) 作戦目的の明示  
= 作戦がどのように上位目的に貢献するのか、論理がわかる
- (3) 作戦手段の明示  
= 手段によりどのように作戦目的を達成するのか、論理がわかる

ロジック・モデルとは「どのような作戦で、何を実現しようとしているのか」を示す、目的と手段の体系を示したものである。ロジック・モデルは、「政策によってめざす成果（アウトカム）」の設定と、それを達成するための手段に関する、「目的・手段関係の整合性、合理性」が重要となる。



### 3. 市民協働こども発達支援推進協議会とロジック・モデル

#### (1) ロジック・モデル策定についての講義

ロジック・モデルの策定には、協働型の政策評価とロジック・モデルに対する理解を深める必要がある。このことから、明治大学公共政策大学院ガバナンス研究科 北大路信郷教授に「ロジック・モデルの必要性と活用法 ―施策評価と施策マネジメントのために―」というテーマで、市民協働こども発達支援推進協議会と、発達支援サポートネットワーク会議のそれぞれに講義をいただいた。



市民協働こども発達支援推進協議会

発達支援サポートネットワーク会議

#### (2) ロジック・モデル策定のワークショップ

ロジック・モデルの策定には、発達支援サポートネットワーク会議が中心となって、市民協働こども発達支援推進協議会の委員も加わり、市民を交えた共同の議論（ワークショップ）を行った。一方的な情報の伝達ではなく、自由な雰囲気の中でメンバーの考えを引き出す促進役（ファシリテーター）を置いて、異なった立場の人たちが信頼関係を築きながら、主体的に話し合った。

このような取り組みを市民や関係者とともに行うことで、お互いの考えを知り、たくさんの気づきや学びが得られた。

さらに、市民協働こども発達支援推進協議会では「成長、発達に課題を有する子ども又は障がい児の地域生活の質を高めるにあたり、どのような目的、目標を定めていくべきか」という、政策的に最も重要な判断を協働で行った。このようにアウトカム（政策目的）の決定を協働で行うことで、行政の職員だけでは不可能な、深いレベルの議論になる。

この協議会を開催して、人と人とのつながりが広がり、その結束力も強くなったと感じる。

ワークショップでは、相手の意見を傾聴とともに話しかけ、漫然とした意見を明確にする。一方的な知識伝達型の学習ではなく、参加者が自ら主体的に参加し、自分たちの問題として捉えながら学び合うプロセスを経て、相互の理解と協力関係をつくっていくことができた。

### 「協働型政策評価による共同の議論の場（ワークショップ）」

政策の実施にかかわる人たちと、協働で政策の実施方針・方法（作戦）を考え、評価することで、より質の高い公共サービスを実施していくことができる。

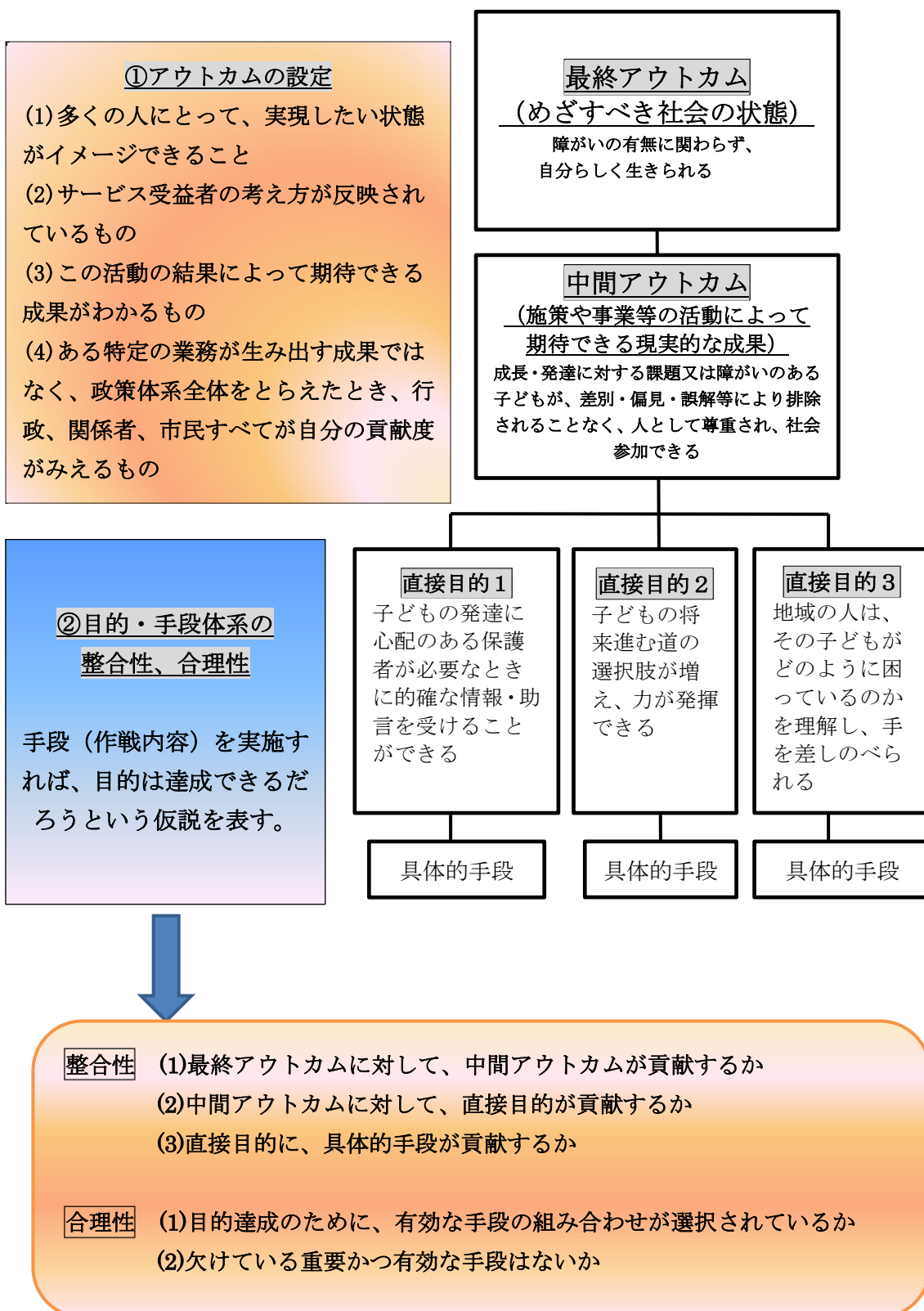
協働型政策評価では、「効果的な作戦に基づく政策や施策の形成」を目的とした話し合いの場（ワークショップ）を持ち、そこに地域の関係者が参加し、学び合いと創造の場を共有する。

明治大学公共政策大学院ガバナンス研究科 源由理子教授のファシリテーションを受けながら、協働型政策評価による発達支援施策のロジック・モデル（政策体系）を策定した。



(3) 政策目的（アウトカム）の設定

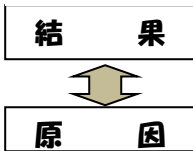
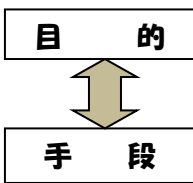
政策目的（アウトカム）は、以下の点に配慮しながら設定することが必要である。



習志野市子ども発達支援施策ロジック・モデルの活用について提言書（平成26年12月）

(4) ワークショップの日程、内容

2週間ごとに3回のワークショップを行った。内容は下表のとおりである。

日程	内容	進め方
第1回 3時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自己紹介</li> <li>●上位目的（最終アウトカム）の設定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「自分の住む地域の自慢」と、自分のニックネームを交えた自己紹介を行う</li> <li>●「発達支援施策」が目指す最終的な目的（最終アウトカム）は何だろうか？ どのような願いや期待が込められているのだろうか？ ✓各自が考える最終アウトカムについて一人1枚書く。 ✓様々な考え方について議論し、最終アウトカムもしくはその方向性を決める。</li> </ul>
第2回 3時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>●問題分析（現状の分析）</li> </ul> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>●政策を実施する最終的な目的（最終アウトカム）の達成を阻害している要因（問題）には、どのような事柄があるのだろうか？ ✓「最終アウトカム」を阻害する直接的な原因を探る。 ✓次に、その原因をもたらしている更なる原因を探る。 ✓因果関係の構図を構築することにより、問題の全体像を把握する。</li> </ul>
第3回 3時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>●目的分析（問題解決するための手段の検討・合意）</li> </ul> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>●グループごとの目的分析 ✓問題系図に基づき、政策の最終的な目的（最終アウトカム）を達成する手段を検討する。 ✓将来の改善された状態をイメージし、共有する。 ✓次に、その目的を達成するための効果的な手段を検討する。</li> <li>●全体討議・まとめ ✓各グループの発表に基づき、全体で討議を行う。 ✓討議結果を基に、3つ（あるいは+α）の戦略目的ごとのロジック・モデル案を作成する。</li> </ul>



習志野市子ども発達支援施策ロジック・モデルの活用について提言書（平成 26 年 12 月）

《委員の意見》

行政の職員委員	障がい児等の保護者委員	その他の関係者委員
<p>1. ロジック・モデルに位置付けられた具体的手段は、行政計画のように全てを実践しなければならないのか？</p> <p>2. 現場に委任して、優れた作戦を考えるために PDCA を回すと言う意味がよく伝わらない。どのように現場に委任したらよいか、イメージがわからない。</p> <p>3. ロジック・モデル素案が出来た時点で、市民協働子ども発達支援推進協議会で議論する前に、行政内部で確認しておきたい。</p>	<p>1. 保護者が関わり、意見を述べたものが可視化され、うれしい。</p> <p>2. 挙げられた手段の遂行の実践が楽しみ。ロジック・モデルの策定を重視。</p> <p>3. 今まで、行政の対応、地域社会の理解不足等があった。「排除」ということをしっかりアウトカムに明記してほしい。自分たちの思いを施策にしっかり反映し、推進したい。</p>	<p>1. 自分が貢献できる分野はなんだろう。</p> <p>2. 障がい児等の保護者が「排除」ということばに強い思い入れを抱いていることに驚いた。自分たちは、障がい児とその家族を排除しているという実感はないので、同じ地域でともに暮らす仲間として、やっていきたいと思っている。</p>

《参加人数》

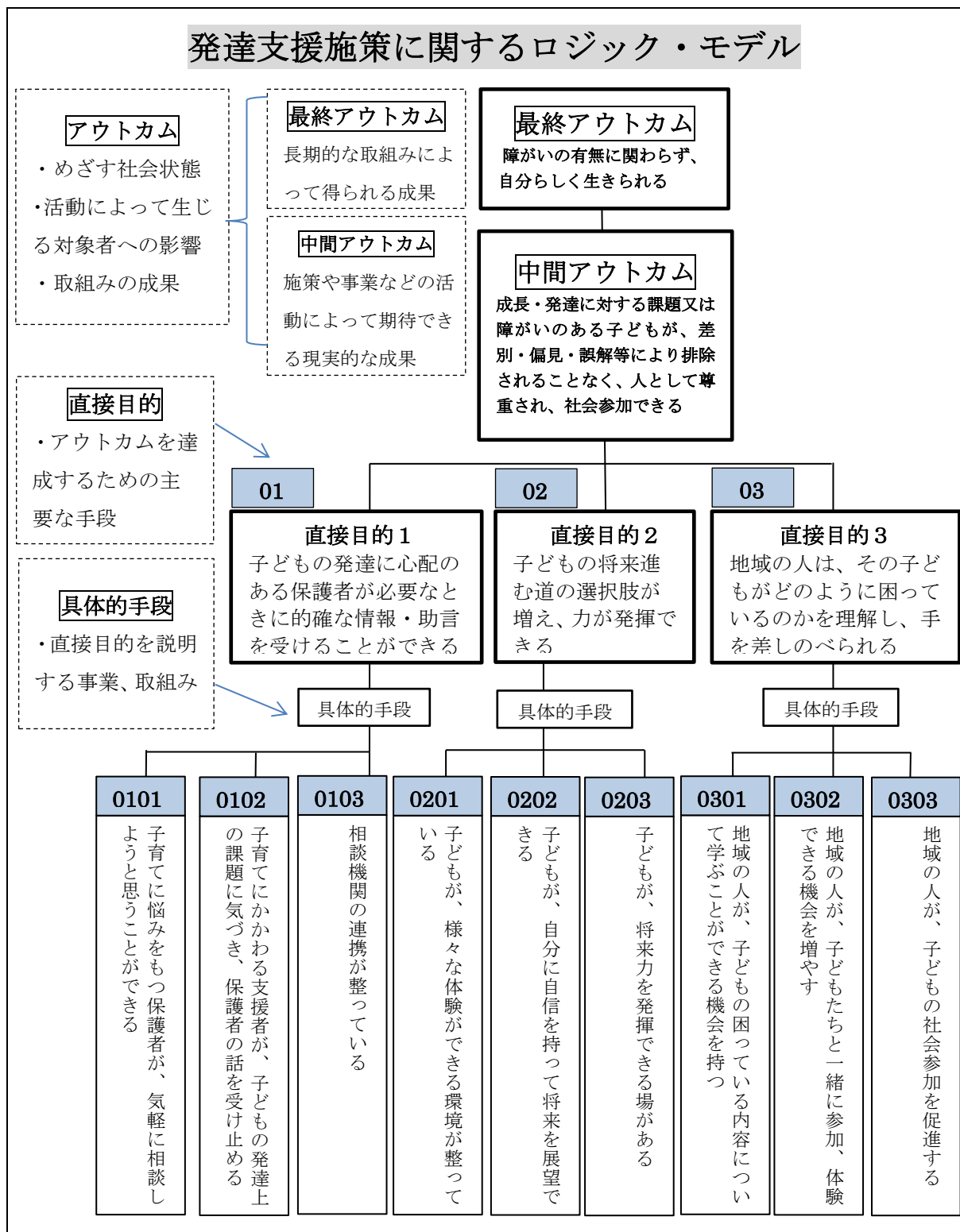
●発達支援サポートネットワーク会議委員	実人数 19 人	延人数 52 人
●市民協働子ども発達支援推進協議会委員	実人数 7 人	延人数 13 人
●合計	実人数 26 人	延人数 65 人

《要した時間》 ● 1 回 3 時間余り × 3 回 = 10 時間      3 時間 × 延 65 人 = 195 時間



#### 4. 「発達支援施策に関するロジック・モデル」

市民協働こども発達支援推進協議会で協議を重ね、以下の「発達支援施策に関するロジック・モデル」が策定された。



## 5. 「発達支援施策に関するロジック・モデル」の運用と「習志野市障がい者基本計画」

### (1) 発達支援施策に関するロジック・モデルの運用

市民協働こども発達支援推進協議会で策定された「発達支援施策に関するロジック・モデル」は、習志野市の発達支援施策のあるべき方向性を示す。すなわちロジック・モデルは、関係者で共有されたアウトカム（政策目的）のもと、各施策や取組みが体系化されたものである。これは市民の意見を反映した協働型政策評価のための戦略であり、今後、市民協働で取り組むことになる。

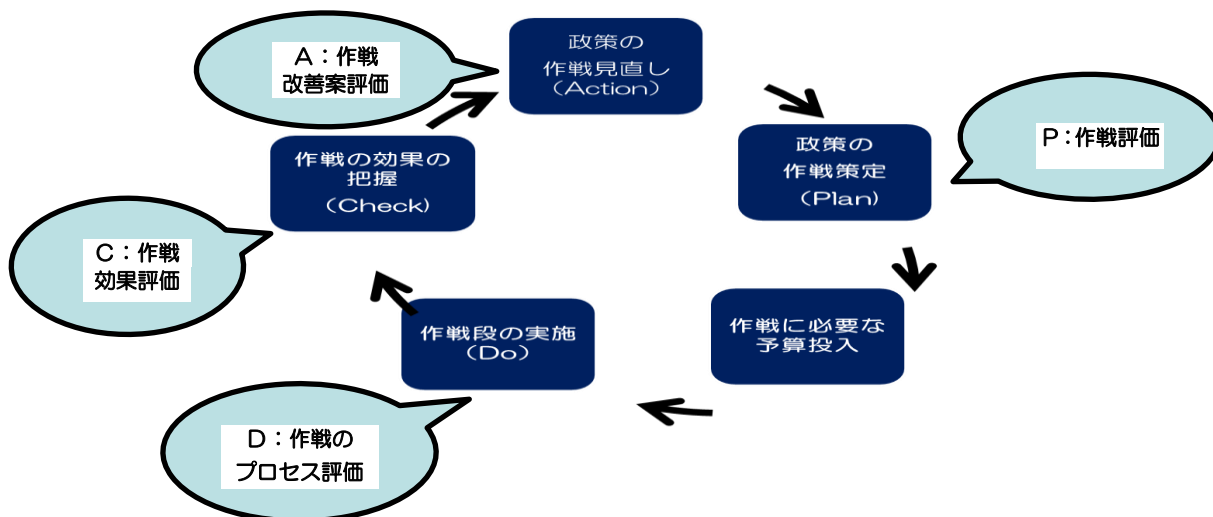
さらに、ロジック・モデルは、策定時から環境が変化し適合しなくなったり、より良い手段が考案、発見、創出されたり、協働のパートナーが変化したりするので、3年から5年のスパンで活用し、変更、修正を行う。事業内容については、現場に委任し実施するので1年ごとに見直しを行う。

ひまわり発達相談センターが中核となり、市全体の発達支援施策のロジック・モデルの運用に関して、政策の内容、質は、充分考慮していかなければならない。

### (2) 「習志野市障がい者基本計画」とロジック・モデル

プログラム評価の考え方では、PDCA サイクルの P（作戦計画）、D（実践）、C（評価）、A（改善）のすべての過程で評価を常に行い、改善・修正も必要に応じて適時に行う。

プログラム評価に基づくロジック・モデルをより柔軟に、効果的に使っていくために、平成 27 年度の第 3 期障がい者基本計画の見直しに、ロジック・モデルを反映させる。

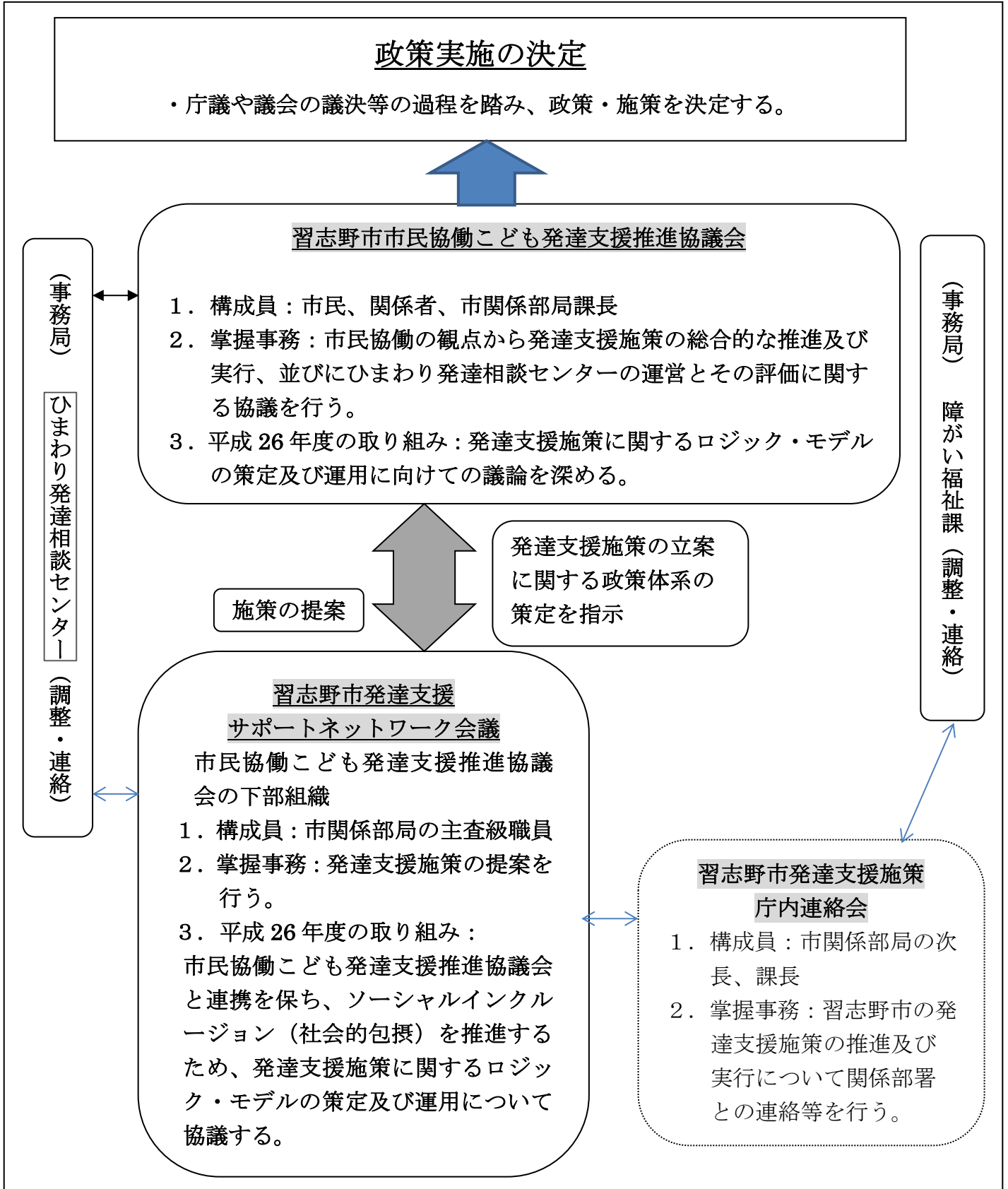




資料編

1.	発達支援施策の立案体制（平成26年度）.....	17
2.	習志野市市民協働こども発達支援推進協議会設置要綱.....	18
3.	平成26年度 習志野市市民協働こども発達支援推進協議会 委員名簿.....	21
4.	習志野市市民協働こども発達支援推進協議会の協議経過.....	22
5.	習志野市発達支援サポートネットワーク会議設置要領.....	23
6.	平成26年度 習志野市発達支援サポートネットワーク会議 委員名簿.....	25
7.	習志野市発達支援施策庁内連絡会設置要領.....	26

1. 発達支援施策の立案体制（平成 26 年度）





## 2. 習志野市市民協働こども発達支援推進協議会設置要綱

制定 平成25年6月25日（告示第193号）

改正 平成26年10月2日（告示第257号）

（設置）

第1条 ソーシャルインクルージョン（社会的に弱い立場にある者の意思と権利を尊重し、社会の構成員として互いに支え合うという理念をいう。）の理念に基づく市の発達支援施策を推進するため、習志野市市民協働こども発達支援推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 協議会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- （1）市の発達支援施策の総合的な推進及び実行に関すること。
- （2）習志野市ひまわり発達相談センター（以下「センター」という。）の評価に関すること。
- （3）その他市長が必要と認める事項に関すること。

（組織）

第3条 協議会は委員22人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- （1）センターを利用する者等の保護者
- （2）町会又はまちづくり会議関係者
- （3）学識経験者
- （4）障がい者団体の構成員
- （5）習志野市障がい者地域共生協議会の委員
- （6）別表に掲げる職にある者をもって充てる市職員
- （7）その他市長が必要と認めた者

（任期）

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命した日から平成28年3月31日までとする。

（会長及び副会長）

第5条 協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 協議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。





## 習志野市こども発達支援施策ロジック・モデルの活用について提言書（平成26年12月）

（センター評価部会）

第7条 協議会に、センター評価部会（以下「評価部会」という。）を置く。

- 2 評価部会は、センターの評価に関することについて協議する。
- 3 評価部会に部会長及び副部会長1人を置き、評価部会の委員（以下「評価委員」という。）の互選により定める。
- 4 部会長は評価部会を総括し、副部会長は部会長を補佐し、部会長が欠けたときはその職務を代理する。
- 5 評価委員は、第3条各号に規定する委員のうち第6号に規定する委員以外の委員とする。
- 6 評価部会の会議は、部会長が招集し、議長となる。
- 7 評価部会の会議は、評価委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

（下部組織）

第8条 協議会に、習志野市発達支援サポートネットワーク会議（以下「ネットワーク会議」という。）を置く。

（関係者の出席）

第9条 会長が必要と認めたときは、協議会に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（庶務）

第10条 協議会及び評価部会の運営に関する事務は、センターにおいて処理する。

（守秘義務）

第11条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（補則）

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、公示の日から施行する。

（この告示の失効）

- 2 この告示は、平成28年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成26年10月2日から施行する。



習志野市こども発達支援施策ロジック・モデルの活用について提言書（平成26年12月）

別表（第3条第6号）

職 名
企画政策課長
協働まちづくり課長
健康支援課長
障がい福祉課長
あじさい療育支援センター所長
ひまわり発達相談センター所長
子育て支援課長
こども保育課長
指導課長
総合教育センター所長
青少年課長



習志野市こども発達支援施策ロジック・モデルの活用について提言書（平成26年12月）

3. 平成26年度 習志野市市民協働こども発達支援推進協議会 委員名簿

要綱第3条	委員名	選出理由等
(1) センターを利用する者等の保護者	阿部 友理	習志野市市民協働こども発達支援推進協議会 副会長 センターを利用する者等の保護者（元利用者）
	遠藤 美里	センターを利用する者等の保護者（元利用者）
(2) 町会及びまちづくり会議関係者	鮎川 由美	秋津まちづくり会議 議長
	小薮 英志	津田沼連合町会 会長
(3) 学識経験者	大塩 幸雄	習志野市市民協働こども発達支援推進協議会 会長 (社)習愛会 障害福祉サービス事業所あきつ園 施設長
	太田 俊己	植草学園大学発達支援教育学科 教授
	臺 有桂	横浜市立大学医学部看護学科 准教授
(4) 障がい者団体の構成員	小野寺 明美	習志野肢体不自由児・者 父母の会 あじさいの会 会長
	神 恵美子	習志野市手をつなぐ育成会 理事長 *知的障がい3団体（習志野市手をつなぐ育成会、習志野市自閉症協会、ダウン症児者親の会あひるの会）代表
(5) 習志野市障がい者地域共生協議会の委員	松尾 公平	習志野市障がい者地域共生協議会 会長 社会福祉法人あひるの会 障害福祉サービス事業所あかね園 副園長
(6) 市職員	真田 知幸	企画政策課 課長
	宝田 勉	協働まちづくり課 課長
	家弓 樹也	障がい福祉課 主幹
	児玉 紀久子	健康支援課 主幹
	目羅 きよみ	あじさい療育支援センター 所長
	山口 ふじ子	ひまわり発達相談センター 所長
	小平 修	こども保育課 課長
	和田 のり子	子育て支援課 課長
	小宮 健	指導課 課長
	山下 良之	総合教育センター 所長
	浅野目 俊紀	青少年課 課長
(7) その他市長が必要と認めた者	高村 久男	習志野八千代地区保護司会 相談役
22名 （市民・学識経験者等：11名、職員：11名）		



習志野市子ども発達支援施策ロジック・モデルの活用について提言書（平成26年12月）

4. 習志野市市民協働子ども発達支援推進協議会の協議経過

平成25年度 第1回	平成25年 7月26日	(1) 本協議会の目的と今後の予定について (2) 発達支援施策の体系化（ロジック・モデルの策定）について 講義：明治大学公共政策大学院 北大路信郷教授 「ロジック・モデルの必要性と活用法 ―施策評価と施策マネジメントのために―」
第2回	平成25年 12月24日	(1) 発達支援施策のロジック・モデル（素案）について (2) 発達障害者支援開発事業（発達障害者等支援都市システム事業）「発達支援・習志野方式」について
第3回	平成26年 2月17日	(1) 発達支援施策のロジック・モデル（素案）「中間アウトカム」について (2) ひまわり発達相談センター評価部会 ひまわり発達相談センターの評価体制について
平成26年度 第1回	平成26年 5月19日	(1) 発達支援施策のロジック・モデル（素案）について (2) ひまわり発達相談センター評価部会 ① ひまわり発達相談センターのロジック・モデル（素案）について ② ひまわり発達相談センターの新たな取り組みについて
第2回	平成26年 8月28日	(1) 『絆とやさしさでつながる発達支援「習志野方式」マニュアル』について (2) 発達支援サポートネットワーク会議報告 (3) 講義：明治大学公共政策大学院 北大路信郷教授 「発達支援施策に関するロジック・モデルの運用」 (4) 障がい者基本計画における「発達支援施策に関するロジック・モデル」の反映について
第3回	平成26年 12月17日	(1) プログラム評価におけるロジック・モデルの活用について (2) 習志野市発達支援施策に関するロジック・モデルの策定に対する提言書（素案）について (3) ひまわり発達相談センター評価部会 ― ひまわり発達相談センターの開設から現在までの取り組みについて ～実績から見えること～ ② ひまわり発達相談センターの新たな取り組みについて ～保護者同士の仲間づくりについて～



## 5. 習志野市発達支援サポートネットワーク会議設置要領

制定 平成 24 年 5 月 15 日

改正 平成 25 年 5 月 1 日

### （設置）

第 1 条 本市における発達に問題を抱える子どもを支援する事業の推進や、支援システムの運用等に関し、協議を行うため、習志野市ひまわり発達相談センター（以下「センター」という。）に、習志野市発達支援サポートネットワーク会議（以下「ネットワーク会議」という。）を置く。

### （所掌事務）

第 2 条 ネットワーク会議の所掌事務は次のとおりとする。

- （1）発達支援に携わる関係機関において情報の共有を図る。
- （2）発達に課題を持つ子どもの相談支援体制や発達支援に関する運用について調査、研究を行う。
- （3）発達支援施策の提案を行う。

### （組織）

第 3 条 ネットワーク会議は、係長、主査級以上及びそれに相当する委員 25 名以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから充てる。

- （1）保健福祉部の職員
- （2）こども部の職員
- （3）教育委員会学校教育部の職員及び生涯学習部の職員

2 原則として、委員は任命後に人事異動等があった場合において、ネットワーク会議の委員の職を継続することができる。

### （会長及び副会長）

第 4 条 ネットワーク会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長はネットワーク会議を代表し、会務を総理する。
- 3 会長は発達支援に関わる関係機関の者を会議に出席させることができる。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

### （部会）

第 5 条 ネットワーク会議は、必要に応じて部会を置くことができる。

- 2 部会の委員については、ネットワーク会議の委員の協議により構成するものとする。

### （庶務）

第 6 条 ネットワーク会議及び部会の運営に関する事務は、センターにおいて処理する。





習志野市こども発達支援施策ロジック・モデルの活用について提言書（平成 26 年 12 月）

---

（委任）

第 7 条 この要領に定めるものの他、必要な事項はセンター所長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 24 年 5 月 15 日から施行する。

この要領は、平成 27 年 3 月 31 日限りで、その効力を失う。

附 則

この要領は、平成 25 年 5 月 1 日から施行する。



習志野市こども発達支援施策ロジック・モデルの活用について提言書（平成26年12月）

6. 平成26年度 発達支援サポートネットワーク会議委員名簿

	機関名	職名	氏名
保健福祉部	健康支援課	地域保健第一係長	伊藤 千佳子
	ひまわり発達相談センター	主査	清水 郁乃
	あじさい療育支援センター	主査	市角 絵里
	障がい福祉課	主事	浅倉 真紀子
こども部	こども政策課	主幹	小澤 由香
	こども保育課	指導主事（保育所）	米本 みゆき
	こども保育課	指導主事（幼稚園）	石毛 美和
	大久保第二保育所	所長	永田 容子
	藤崎保育所	所長	池上 恭代
	屋敷幼稚園	園長	吉野 智子
	香澄幼稚園	教頭	高橋 優子
	子育て支援課	係長	奥井 菜摘子
教育委員会	指導課	主任指導主事	岩瀬 広幸
	総合教育センター	主任指導主事	足立 俊子
		指導主事	窪田 準子
	習志野市立小中学校長会	小学校長（大久保東小）	早山 美生
	青少年課	主査	木村 好史
計			17名

事務局 5名	ひまわり発達相談センター	主任指導員	内村 幸輔
		主査	橋本 法子
		副主査	金坂 みのり
		副主査	大坪 美智江
		特別支援教育士	中村 鏡佳子



## 7. 習志野市発達支援施策庁内連絡会設置要領

制定 平成19年5月17日

改正 平成25年6月25日

### （設置）

第1条 本市の発達支援にかかる施策について庁内の連携を推進するため、習志野市発達支援施策庁内連絡会（以下「庁内連絡会」という。）を置く。

### （所掌事務）

第2条 庁内連絡会は、発達支援施策の推進に関し、関係部署との連絡調整を図る。

2 庁内連絡会は、前項に規定するもののほか、市長が必要と認める事項に関する事項を所掌する。

### （組織）

第3条 庁内連絡会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、保健福祉部次長をもって充てる。
- 3 副会長は、障がい福祉課長をもって充てる。
- 4 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

### （会長及び副会長）

第4条 会長は、会務を総理し、庁内連絡会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代表する。

### （会議）

第5条 庁内連絡会は、会長がこれを招集し議長となる。

2 会長は、必要と認めるときは関係者に出席を求め、意見及び説明を求めることができる。

### （庁内連絡会の庶務）

第6条 庁内連絡会の庶務は、障がい福祉課において処理する。

### （委任）

第7条 この要領に定めるもののほか、庁内連絡会の運営に関し必要な事項は、障がい福祉課長が別に定める。

### 附 則

#### （施行期日）

1 この要領は、平成19年5月17日から施行する。

#### （失効）

2 この要領は、平成28年3月31日限り、その効力を失う。



習志野市こども発達支援施策ロジック・モデルの活用について提言書（平成26年12月）

附 則

この要領は、平成21年7月27日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年6月25日から施行する。

別表

習志野市発達支援施策庁内連絡会

職 名
保健福祉調整課長
健康支援課長
あじさい療育支援センター所長
ひまわり発達相談センター所長
こども部次長
こども政策課長
子育て支援課長
こども保育課長
(教) 学校教育部次長
(教) 教育総務課長
(教) 学校教育課長
(教) 指導課長
(教) 総合教育センター所長
(教) 生涯学習部次長
(教) 青少年課長